



入園のご案内



DOLCE ROOM

ドルチェルーム

〒270-2225 千葉県松戸市東松戸1-8-7 レジーナレジデンス1F
TEL 047-710-7371
2024.4.1 版



保育理念

ひとりひとりを大切に

～子どもを大切に丁寧に保育します。～

保育基本方針

- ・地域社会と連携を図り、地域に根ざし選ばれる保育園を目指します。
- ・個人の成長、個々の発達、個々の事情を理解し、子どもの主体性を大切に乳児では担当制保育により、基本的な生活習慣が自立したものとなるよう、丁寧に育児をします。幼児は仲間関係が広がります。自尊心を養い自己が発揮出来る子どもに育つよう集団の力を活かして学び、生活をする異年齢縦割り保育を行います。

保育目標

～工夫のできる子ども～

思うの字は只、是れ工夫の字のみ 「言志四録」より

解釈：事をおこす際は、まず“心”のなかで思うものである。さらに、その思いを実行するためには“考える”ことが必要である。自分であれば、どのようにしてその思いを実現するのかを“考える”こと、それが工夫というものであり、創意工夫は、独立自尊の精神を育み、心に寛容さをも与える。

これから子どもたちに身につけてほしい力、“生きる力”。そのためには、自分自身の考えをもつことが大切です。自分の考えをもって物事を解決していく力、それこそが“生きる力”です。自己の確立は自尊心を醸成します。自尊心は子どもたちが生きていくうえでゆるぎない土台になるものです。そこから自信が生まれ、自己を律することができれば、排他的な感情をもとりはらうことができます。そして他（人・物・自然）への思いやりの心を育くむことにもつながります。ここでいう“工夫をする”とは単に“創意工夫”という定義を超え、子どもたちのよりよい育ちにつながる全ての要素を集約させた広義の意味と捉えられるものです。保育士自らも、既成概念にとらわれることなく、日頃より子どもたちへの投げかけの仕方に気を使い見守ってまいります。

施設概要

施設名

社会福祉法人親愛会 小規模保育園 ドルチェルーム
(しゃかいふくしほうじんしんあいかい しょうきぼほいくえん どるちえるーむ)

所在地

〒270-2225 松戸市東松戸1-8-7 レジーナレジデンス 1F
: TEL 047-710-7371 FAX 047-710-7372

定員 12名

| 1歳児 | 2歳児 |
|-----|-----|
| 6名 | 6名 |

※上記は基本定員です。実際の人数は運営状況により毎年異なります。

法人・園概要まとめ

| 開設年月日 | 令和2年4月 | | 種別従業者数 |
|---------|------------|--------------|--------|
| 敷地面積 | | 施設長 | 0名 |
| 建物面積 | | 保育士(常勤・非常勤) | 6名 |
| 建物構造 | | 保健師・看護師 | --- |
| 設置主体名称 | 社会福祉法人 親愛会 | 栄養士 | --- |
| 経営主体名称 | 社会福祉法人 親愛会 | 調理員 | --- |
| 経営主体代表者 | 理事長 久保 柴の | その他(事務・用務員等) | --- |
| 責任者 | 杉山 栄美子 | 総数 | 6名 |

施設・設備等の概要

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|-----|-----|----|
| 保育室 | 1室 | |

時間

開園：午前7時 閉園：午後7時（土曜日は6時）

休園日

日曜日、祝祭日、振替日、年末年始（12/29-1/3）、
他、園が定める日（年度末の最終土曜日）

保育時間

（1）標準時間認定

- ・ 7時から18時まで
 - ・ 保護者が保育を必要とする時間内での利用（通勤時間+勤務時間）となります。
- なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時まで必要な範囲内で時間外保育を利用できます。

（2）短時間認定

①8時から16時 ②9時から17時

①と②の時間帯は選択できるものとします。ただし、9時から16時までの時間をコアタイムとし、保護者が保育を必要とする時間内での利用（通勤時間+勤務時間）となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、①の時間帯を選択の場合、7時から8時まで又は16時から19時まで、②の時間帯を選択の場合、7時から9時まで又は17時から19時までの必要な時間の範囲内で時間外保育を利用できます。

* 育児休業取得中の方は、②9時から17時の時間帯内でご利用ください。

また、延長保育はご利用になれません。

職員体制

保育の実施に当たり定員に対して配置する職員の職種、職員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------|----|------|--------------|
| （1）責任者 | 1名 | 常勤専従 | 施設運営管理 |
| （2）保育士 | 4名 | 常勤 | （延長・一時特定事業含） |

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者支援等の業務を行う。

事業概要

1. 延長保育事業

(1) 平日：標準時間認定（7時から18時）を受けた方

やむを得ない理由により上記時間以外の保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で時間外保育を利用できます。

両親共働きで、どちらか一方が休業日の場合は、9時から17時(なるべく16時)の間でのご利用をお願いします。

(2) 平日・土曜日：短時間認定（①8時から16時 ②9時から17時）を受けた方

やむを得ない理由により上記時間以外の保育が必要な場合は、①の時間帯を選択の場合、7時から8時まで又は16時から19時まで、②の時間帯を選択の場合、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で時間外保育を利用できます（延長料金を実費で集金させていただきます）。

(3) 土曜日：短時間認定（①8時から16時 ②9時から17時）を受け方

やむを得ない理由により上記時間以外の保育が必要な場合は、選択した時間帯により、下記の範囲内で時間外保育を利用できます。

両親共働きの場合、どちらか一方が休業日の場合は利用できません。

①8時から16時 選択の場合：7時から8時および16時から17時

②9時から17時 選択の場合：7時から9時

ご利用にあたって

当保育園は、①ご家庭 ②保育士（保育園）③子ども の三位一体で協力し合い、子育てをする場です。

当保育園では、子どもを主体的に考え日常の保育を生活と捉えています。毎日の生活のなかで、子どもたちは、正しい生活習慣を身につけ、あそびを通して様々な能力を体得してきます。ただし、その生活とはご家庭での生活の延長線上にあるものです。そのため、保育園での状況はもとより、ご家庭での様子などもお聞かせいただき、園と連携して子育てをしていくことが必要になります。

また、保育園は集団の生活であり、子どもは周囲の関わりの中かで成長するものです。日常の関わりの中では、いろいろなトラブルもあるかもしれません。しかし、そのときに、他の子どもと一緒に見守り子育てをするという視点をもつことも大切なことではないでしょうか。

保護者の皆様には、利用されるにあたってご協力いただかなければならない利用ルールがあり、様々なお願いやご負担をおかけすることも多々ありますが、そこには、“子どもの最善の利益”という考えが根底にあるからにほかなりません。

子どもたちが落ち着いて質の高い保育環境で過ごせるために、園の円滑な運営にご協力いただきますよう始めにお願いを申し上げます。

保育利用の要件

保育をご利用できる時間は、保護者の皆様が働いているなどの何らかの理由によって

保育が必要な時間帯です。就労の場合、通勤時間を含めた時間帯を申請してください。

登録（申請）情報

入園時に登録(申請)した情報《住所、各連絡先電話番号、勤務先、勤務時間、氏名etc.》に変更が発生した場合は必ずお知らせください。また、緊急時連絡用メールに変更が出た場合は、はじめに登録したコドモン(別紙参照)の登録変更を必ずしてください。

通常保育時間

標準時間認定：7時～18時

短時間認定：①8時～16時 ②9時～17時

・土曜日に保育をご利用される場合は、予め、「土曜保育基本申請」をしてください（就労証明書が必須）。

空き状況によっては単発でもお預かりいたしますが、ご利用日、時間がわかった時点で早めにお知らせください。（原則前月の20日まで）

※但し、土曜保育も保育が必要になる場合のみのご利用です。共働きでどちらかがお休みの場合は、ご家庭での保育となります。

毎日の生活

- ・ **お休みの連絡を当日される場合は、午前9時までに連絡をお願いします。**
(当日の保育のスケジュール、食数発注などの理由につき、円滑な運営を行うためご協力をお願いします。)
- ・ 午後7時～翌朝9時まで留守番電話対応となります。メッセージを録音していただくか、コドモンからお休みの連絡を送信してください。

お休みや登園時間変更の連絡

TEL 047-710-7371 (氏名, 理由)

コドモン 連絡帳 (欠席連絡, 理由) ※お休み連絡のみ

- ・ 平日にお仕事がお休みの場合、職員へお知らせください。(緊急時の連絡を円滑に行うため) その際は、9:00～17:00 (なるべく16:00)のご利用となります。
- ・ 登降園時に申請した保育時間(登園時間およびお迎え時間)を守るようにお願いします。(やむを得ず時間・内容に変更がある場合は連絡を入れてください)

送迎時

- ・ お迎えの時間やお迎えに来る方に変更がある場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。
- ・ 保護者専用の駐車場はございません。近隣に路上駐車をされないようお願いいたします。なお、近隣の駐車場でトラブルは、園での責任は負いかねますので、当事者間での解決をお願いします。
- ・ 登園時はもちろん、引き渡し後は保護者の責任のもと、子どもの飛び出しには十分に注意し大人と一緒に手をつないで降園をお願いします。(園前の道路に注意)
- ・ ベビーカーは決められた場所に、折りたたんで置くようにしてください。
- ・ タイムカードは、必ず大人が使用してください。
- ・ 降園時、子どもをら引き取った後は、子どもだけで外へ出ないように、保護者の皆様の責任のもと速やかにお帰りください。前面道路は、車の往来 があり危険です。お子様から目をはなさないようご注意ください。

保育5領域



健康で思いやりの心、感謝する心を大切に育み、子どもが過ごしやすい環境の中で、たくさんの遊びを通して子どもの可能性を発見し、意欲と個性を伸ばしていく保育を目指していきます。

健康

- 生活 ・ 基本的な生活習慣を養い、心身の健康を育みます。
- 体操 ・ ”毎日体操”に取り組み丈夫な身体作りを行います。
- 食事 ・ 心と体の成長の源です。楽しくおいしく、しっかりかみ味わって食べるを目標にしています。スプーンや陶器の食器にもこだわっています。

人間関係

- 担当制 ・ 1,2歳児の子どもの良い関係づくり、安心感と信頼を確立する中で、個々の発達を目指していきます。

環境

- 環境 ・ 子どもが主体的に関わり、発達に応じた空間整備を行います。個々の発達を目指していきます。
- 玩具・家具 ・ 子どもがより安全に、より良くあそべる為に世界最高水準のドイツ・北欧製おもちゃ・家具を使用しています。

言葉

- 絵本 ・ 毎日の読み聞かせは、美しい言葉の発達を育みます。

表 現

- あそび ・ わらべうた、役割あそび、構成あそび、机上あそび、戸外あそび、粗大あそび、微細あそびなど体の発達に応じた遊具と実体験を通して創造性を養います。
- 描 画 ・ 道具、使い方などを基礎的なことを学び、実践においては、自由な発想で表現できるよう促しながら、子どもの想像力、創造力を引き出します。



担当制とは ひとりひとり大切に育てる根拠として

集団の中でひとりひとりの違いを認め、個を尊重し育児することで愛着行動を示します。母親や保育者といった人たちの手をゆだねられて、ミルクを飲む、おむつを替え、眠りや着替えなどの世話をされています。その時、他の動物とは異なりコミュニケーションがとられ「ミルクを飲もうね」「おいしいね」「おむつがぬれたね」等と視線を合わせながら必ず言葉をかけてこそ行為をします。そうすると信頼関係が確立し精神的に安定につながります。担当制保育では、ひとりひとりの子どもについて計画を立て、いつも同じ保育者が同じ手順と方法で世話をします。集団の中でコンスタントにできない場合もありますので、クラス全体の仕事分担、保育の役割分担を明確にした上で、副担当になる保育者を決めておきます。生活面（食事、排泄、睡眠、着脱）等の育児も子ども自身が主体となるような介助を行い、保育者と子どもの共同の仕事として発達段階の見通しを立てて行います。0歳児は、あせらずひとつひとつ手をかけてあげることが必要なので、行きつ戻りつ前進し意識的に進めていきます。

乳児期（0～2歳児）の3年間の考え方

0歳児クラスでは、24時間の生活リズムを最も大切にしています。家庭からの自然な生活の流れの中で機嫌よく過ごすことが情緒の安定につながります。子どもとの良い関係（保育園では保育士がお母さんの代わりです。）は担当制をすることで築くことができると考えています。

1歳児クラスでは、家庭からの生活リズムをととても大切にしています。

保育園では機嫌良く過ごせ、あそびに意欲的になれるのは生理的欲求（睡眠・排泄・食事）が満たされているからこそです。この時期の子どもにとって大切なことは、自律（自己コントロール）していくことと考えています。そのために、保育士は、子どもがその気になるまで待つことを大切にしています。

2歳児クラスになると、生活の面では、自分でできることが増えてきます。お友だちにもずいぶん関心もてるようにもなります。自我の芽生えで「自分で自分で」と一人でできるようになったことを喜びと感じる時期です。乳児期で個人的に丁寧に育児され生活習慣が形成されることで秩序が身につきます。この事を大切にしていきたいと考えています。

あそびの大切さ

子どもの自然な動きを見ていると、生活以外はすべてあそんでいるのが普通です。ごはんを食べる、寝る、排泄、おむつ交換など生活の部分であるもの以外は、全てあそびと言われます。ドルチェルーム東松戸では「あそび」をこの時期の子どもにとっての学習と捉えています。子どもはあそびを通して様々なことを学んでいきます。普段のあそびの中でいろいろなものに触れたり、聴いたり、見たりして五感を使う体験をしていくのです。また、いろいろな動きをすることで身体の発達を促し、五感を使うことが中枢神経の発達を促します。特に乳児期は、赤ちゃんから人間になっていく過程でいろいろな機能、感覚の発達の中段階と言えるので、たとえば、そのよき耳にする音についても、普段の子どもにとっても心地よい、子どもに刺激が強くない音でなければなりません。子どもにとって世界で一番美しい音はお母さんの声であるといわれています。ドルチェルーム東松戸では保育士の肉声で歌うわらべうたを取り入れています。

| 歳 児 | 生 年 月 日 |
|-------|---------------------|
| 1 歳 児 | 令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日 |
| 2 歳 児 | 令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日 |

1 週間の流れ

| 時間 | 1 歳児 2 歳児 |
|-------|---------------|
| 7:00 | 順次登園 (7:00開園) |
| | 健康観察・検温 |
| | あそび |
| 9:00 | おやつ (水分補給) |
| 9:30 | あそび |
| 10:00 | 屋外あそび |
| 10:30 | |
| 11:00 | 昼食 |
| 11:30 | |
| 12:00 | 午睡 |
| 12:30 | |
| 13:00 | |
| 14:00 | |
| 15:00 | おやつ |
| 16:00 | あそび |
| 16:30 | |
| 17:00 | 水分補給 |
| 17:30 | |
| 18:00 | 延長保育 |
| 18:30 | |
| 19:00 | 閉園 (土曜日は18時) |

行事についての考え方

ドルチェルームでは、子どもたちの日常生活、保育に支障をきたさぬよう、練習等に負担がかかるイベント的な行事ごとは極力少ないほうが好ましいという考えで保育を行っています。ただし、文化的な日本の行事等を中心に保育カリキュラム、子どもたちの育ちを考慮し、年間を通して種々の子どもたちのための行事を行っております。

☆ 下記の行事は予定です。時期、内容について変更になる場合があります。

| 月 | 行事 |
|-----|---------------------|
| 毎月 | 身体測定 |
| 4月 | 進級 |
| 5月 | 端午の節句 |
| 6月 | 内科検診・歯科検診 |
| 7月 | 七夕／水遊び |
| 8月 | 個人面談（8月下旬から10月上旬まで） |
| 9月 | 防災訓練 |
| 10月 | |
| 11月 | 内科検診 |
| 12月 | 交流会／クリスマス |
| 1月 | お正月／七草 |
| 2月 | 節分（豆まき） |
| 3月 | 雛まつり／お別れ会 |

ドルチェルームでは、運動会の行事はありません。

「日常を心安らかに落ち着いて過ごす。」それが、子どもたちにとって一番幸せな状態です。行事のなかで、準備が必要な成果発表会や運動会などは、練習に多くの時間を費やし、子どもたちに相当の負担がかかるため、乳児が過ごすドルチェルームでは年度の後半に交流会を行っています。保護者の皆様の交流の場であり情報交換の場でもあります。また、お子さんの成長を見ることができる良い機会でもあり、互いに成長を喜び合う場としています。一年中行事の準備で日常の保育に支障を来さぬようにするため、運動会の行事は割愛させていただいております。

発達と生活習慣について

食事について

朝食を必ず食べてきてください。

子どもたちにとって食べることは、身体の発育だけでなく情緒面の発達にも与えるといわれています。保育園では、質、量、栄養を十分に考えできるだけ国産の食材を選んで献立をたてるとともに、マナー習慣、楽しく食事ができる配慮をしています。

- ・月曜日から金曜日まで食事の提供を行っています。
土曜保育を申請してご利用される場合は、お弁当の用意をお願いします。
お盆時期の二日間、調理室メンテナンスのためお弁当持参となります。（日程は各年度の年間スケジュール表参照）
- ・食物アレルギーによって食べられない食材、食品がある場合、医師の指示のもとに除去食などの対応をしています。

健康について

健康は生活の基本であり「食べる」「排泄」「遊ぶ」ことはもちろん、「睡眠」は十分にとりましょう。とくに睡眠は脳と体を育てます。睡眠が十分でないと子どもは昼間の活発な好奇心や活動、思考が停滞します。大人の都合で夜更かしをしないなど、決まった時間に気持ちよく眠るよう環境を整えましょう。

睡眠時間のおおよそのめやす

| 1歳未満 | 1歳～2歳児 | 3歳～6歳 |
|--------|---------|---------|
| 13時間以上 | 11～12時間 | 10～12時間 |

体調不良・薬・感染症について

保育中の体調の変化について

子どもは具合が悪い時、自分の状態を的確に伝える言葉が十分ではありません。出掛ける前に、今日も一日集団の中で楽しく安全に生活できるかどうか、健康状態を確かめてから登園させてください。もし、保育中に具合が悪くなった場合は、保護者へ連絡を入れます。

保育中のケガについて

対応：保育中にケガをした場合、通院が必要な時は保護者に連絡のうえ、保育園から受診いたします。

※外来通院では保健診療になりますので、入園時に以下の書類を預からせていただきます。

- 1) 健康保険証のコピー
- 2) 子ども医療費助成受給券のコピー ※内容に変更がある時は必ずお知らせください。

委託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

| 診療科 | 医院名 | 医師名 |
|-------|-----------|------|
| 内科・外科 | ひがしまつど小児科 | 三平 元 |
| 歯 科 | やはしら歯科 | 野村 充 |

薬について

- ・保育園では原則として薬はお預かりできません。

園での投与依頼は、ご家庭で朝晩処方していただいた上で、

医師の判断で日中の処方が必要な場合に限ります。できるだけご家庭での投与にご協力ください。

「保育園における薬の取り扱いについて」をよくお読みいただき、塗り薬や慢性疾患などお子さんに薬を与えることがどうしても必要な場合は個別にご相談ください。

- ・投与依頼をしていなくても、お子さんの様子が、普段と違うときや家庭で薬を飲ませている場合は、健康状態把握のため、必ずクラス担任にお知らせください。
- ・保育中に病気やケガをした時は状態を連絡いたします。場合によってはお迎えをお願いすることがあります。

薬の取り扱いについて

日本保育園協議会

1. お子さんの薬は、本来、保護者が登園して与えていただくものですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者にかわって与えることとなります。この場合、万全を期するため「連絡票」に必要事項を記載していただき、薬に添付して保育園に手渡していただきます。
2. 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの。あるいは、その医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
3. 保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園では対応いたしません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は、医師の具体的指示書を添付してください。なお、使用するにあたっては都度、保護者に連絡を入れますのでご了承ください。
5. 初めて使用する座薬については対応いたしません。
6. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」「○○になったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園として医療的な判断ができかねます。これらの場合、都度、保護者に連絡をすることになりますことご了承ください。
7. 慢性の病気（気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医または委託医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。
8. 持参する薬について：
 - ・処方した薬には必ず「お薬依頼書」と「薬剤情報提供書」を両方添付してください。
9. 主治医の診察を受けるときには、お子さんが現在○○時から○○時迄、保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。

[重 要] 使用する薬は必ず 1回分ずつチャック袋に分けて当日分のみ用意する

[重 要] シロップなどの液体の薬は キャップ付きの容器に1回分のみ入れて用意する

[重 要] 袋や容器にお子さんの名前を必ず記載する

お薬依頼書：ホームページからダウンロードできます

感染症の登園基準

厚労省の保育所における感染症対策ガイドラインにより、保育園では感染症の登園基準を以下のように取り決めています。感染症が疑わしい場合は、医師の診断を受けていただき、集団生活に支障がない（感染させない状態）という判断を仰いでください。一部の病名では、治療証明の提出が不要になりますが、園内の集団感染を防ぐため登園のめやすを守られますようお願いいたします。

また、感染症に似た症状や、徴候が見られる場合も登園できません。

登園証明書は、感染症名により書類A(医師の意見書要提出)と書類B(保護者自身で記入)に分かれています。

登園証明書：ホームページよりダウンロードできます

書式A：診察を受け、医師の意見書（以下の登園届）を提出してください。

書式B：医師の診察を受け完治後、登園。保護者記入による登園届を提出。

A 医師の意見書

| | |
|---|--------------|
| 園長殿 | 園児名 _____ |
| 病名 _____ | |
| 症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、年 月 日 から登園可能と判断します。 | |
| _____ 年 月 日 | |
| 医療機関 _____ | |
| 医師名 _____ | 印又はサイン _____ |
| 保育園受取 年 月 日 | 印又はサイン _____ |

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐために、認可保育園では厚生労働省のガイドラインによって登園の基準を下記のように決め、感染症回復時に「医師の意見書」の提出をお願いします。園児が登園可能かどうかの判断については、感染しやすい期間を配慮し、保育園の集団生活が可能かどうかをご配慮くださいようお願い致します。なお保健所から、流行防止のために登園のめやすについて指示が出ている場合にはそれにより登園の可否判断をお願いします。

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|--|--------------------------------------|---|
| 麻疹、おたふく病 | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 発熱後3日を経過してから |
| インフルエンザ A型・B型 | 症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い) | 症状が始まった日から5日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から7日又は発熱した後、3日を経過してから |
| 風しん | 発しん出現の前の7日から後7日間くらい | 発しんがきえてから |
| 水痘(水ぼうそう) | 発しんがでる1～2日前からかさぶたができるまで | すべての発しんがかさぶたになってから |
| 流行性耳下腺炎(おたふく病) | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺の腫脹が消失してから |
| 結核 | 喀痰の塗抹検査が陽性の間 | 感染のおそれなくなってから |
| 細菌性髄膜炎(ブール熱) | 発熱、眼の充血等症状が出現した数日間 | 主な症状が消え2日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 眼の充血、目やに等症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いため、症状が消失してから |
| 百日咳 | 抗薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失し、全身状態が良好となつてから(抗薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う) |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等ベロトキシン産生大腸菌) | 便中に菌を排除している間 | 症状がおさまり、かつ、抗薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから |
| 細菌性腎臓炎(サルモネラ・キニンバクテリウム・ペロトキシン産生大腸菌) | 便中に菌を排除している間 | 症状がないが、下痢などの症状がおさまり全身の状態が安定してから |

B 保護者記入による登園届

| | |
|----------------------------------|--------------|
| 園長殿 | 園児名 _____ |
| 年 月 日 に 医療機関名 _____ において | |
| 病名 _____ と診断されました。 | |
| 病状も回復し、集団生活に支障がなくなりましたので登園いたします。 | |
| _____ 年 月 日 | |
| 保護者名 _____ | 印又はサイン _____ |
| 保育園受取 年 月 日 | 印又はサイン _____ |

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。認可保育園では厚生労働省のガイドラインによって園児がよくかかる下記の感染症について「保護者記入による登園届」の提出をお願いします。保育園での「集団生活に達成できる状態」に回復してから登園してください。登園のめやすの判断については、感染しやすい期間を勘案し、他の園児・ご家庭への配慮もいただきますようお願いいたします。なお、保健所から流行防止のために登園のめやすについて指示が出ている場合には、それに従ってください。

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|-------------|--|---|
| 細菌性感染症 | 適切な抗薬治療を開始する前と開始後1日目 | 全身の状態が良く抗薬内服後24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や重しい咳がおさまっていること |
| 手足口病 | 手足や口内に水疱・潰瘍が発症する前後 | 発熱や口内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(リンゴ病) | 発しん出現前の1週間 | 全身の状態が良いこと |
| ウイルス性肺炎 | 症状のある間と、症状消失後1週間(重症は減少していくが数週間ウイルスを排しているため注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること 更に最終の症状から24時間経過していること |
| ヘルパンギーナ | 発しん前急性期の数日間 | 発熱や口内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 水疱を形成している間 | すべての発しんがかさぶたになっていること |
| 突発性発しん | 発熱している間 | 発熱し軽微な全身の状態が良いこと |
| 伝染性膿痂疹(とびひ) | 乾燥していない発しんがある間 | 治療開始後発しんが乾燥しているか、乾いていない部位がおおえる程度のものであること(かさぶたが乾いていない間は接触による感染力が認められる) |
| アタマジラミ | 発症から数日間 | 駆除を開始していること |

持ち物・用意していただくもの

1歳児、2歳児

毎日ご用意していただくもの

※持ち物には名前を記入してください。(おむつには1枚ずつ名前を記入してください)

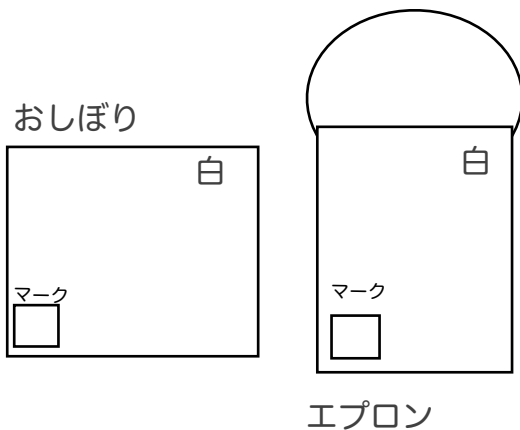
| | | | |
|-----------|--------|-------------|----|
| おむつ替え用タオル | 1枚 | 外遊び用帽子 | 1個 |
| パンツ | 必要に応じて | 外遊び用靴 | 1足 |
| 紙おむつ | 5～7枚 | 白い食事用エプロン | 2着 |
| おしりふき | 1パック | 白いおしぼりタオル | 4枚 |
| 肌着 | 2枚以上 | 白いループ付タオル | - |
| 上着 | 3着以上 | コップ(プラスチック) | 1個 |
| スポン | 3着以上 | 汚れもの用袋 | 1枚 |

- 紙おむつやパンツなどを忘れた場合は、園の物を使用しますので新しいものをお返してください。
- 使用済み紙おむつは園で処分します。
- 肌着は一年を通して半袖をご用意ください。
- 帽子は紐ではなくゴムのついたものをご用意ください。
- おむつ替え用タオルは、お尻の下に敷いて使用します。その為、スポーツタオルの大きさのものをご用意ください。

毎週ご用意していただくもの

※お昼寝には簡易ベッドを使用するため布団は使用しません。

| | |
|------------|----|
| ベッドパッド | 1枚 |
| (夏) 大判タオル | 1枚 |
| (冬) 子ども用毛布 | 1枚 |



ベッドパッド

縦制作サイズ
115cm～120cm (乳児)
135cm～140cm (幼児)

横制作サイズ
55cm～65cm



◎タオルにはマークを縫いつけてください。

◎ベッドパッドにはマークのほか、名前も記入してください。

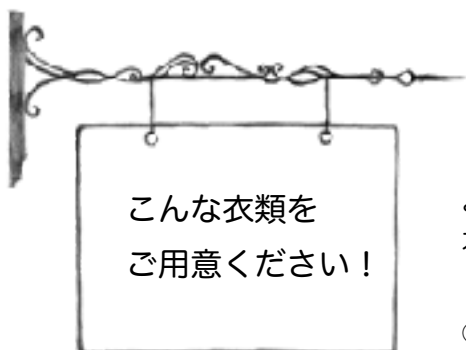
共通でご用意いただくもの

防災用品（避難用）・・・半年ごとに衣替え（巾着やチャック袋に入れてください）

| アイテム | 4月～9月 | 10月～3月 |
|------|-----------------------|------------|
| 着替え | 薄手のトレーナー、長袖Tシャツ など 1着 | トレーナーなど 1着 |
| 靴 下 | 1 足 | |
| 靴 | 1 足 （歩行可能後） | |

年度始めにご寄付いただくもの（年度中で再度集めさせていただく場合もあります）

| | |
|-----------|-------------------|
| 台ふきん | 3枚（色・柄付きでもかまいません） |
| ぞうきん | 3枚（色・柄付きでもかまいません） |
| ビニール（レジ袋） | 2パック（MサイズまたはLサイズ） |
| ポリ袋 | 2箱 |
| ボックスティッシュ | 5箱 |



こんな衣類を
ご用意ください！

ドルチェルームでは日々の保育を大切にしていく中で、子どもたちがより過ごしやすい環境づくりのため、また怪我防止のため、下記のご協力をお願いいたします。

- 子どもたちの発想、想像力を豊かにしていきたい
- 子ども同士関わりが増えていく中でのトラブル回避と他の園児への配慮これらの観点から、キャラクターものをお控えいただいております。

活動しやすいもの

- ・伸縮性のあるもの
- ・飾りのボタンやヒモ、フードがついてないシンプルなもの
- ・股上が深く、膝のかくれるズボン
- ・前襟ぐり、袖ぐり、袖下にゆとりがあるもの

（チュニックやワンピースは子ども自らの着脱時に困難が生じたり、便座に座る際に濡れてしまう可能性があるためお控えください。）

- ・靴は着脱しやすく、履きやすい形、足にピッタリとあったサイズをお願いします。

非常時の対応

ドルチェルームでは、震災などの非常災害発生時に、園児・職員の人命・健康を守り、被害や混乱をできるだけ少なくして、早期に通常体制に移行できるようにする目的のため、職員がどのように行動すべきかの基本的な指針をとりきめています。 ※「非常災害対応マニュアル」(園内で閲覧可能)

●非常災害時引き渡しカードについて

大規模災害の後は、相当な混乱が予想されます。保護者もしくは、普段送迎をされていて園が確認できる以外の方が止むを得ずお迎えに来られた場合、園として身分確認がとれるまで、いかなる理由があろうともお引き渡しをいたしません。

予め、非常災害時引き渡しカードに必ず登録してください。 (保護者連絡カードの裏面に記載)

登録者は、事前に緊急時の送迎をお願いするかもしれない旨、しっかり話し合いをされた後に記載してください。非常災害他緊急時、保護者の方が迎えに来ることができない場合の代理人を保護者連絡カードの裏面に(非常災害時引き渡しカード)記入していただきます。園児1名につき1枚必要です。

*兄弟児が在籍していても園児分提出してください。

●台風などの災害時に際して

- 気象に関する警報(大雨、洪水、強風、暴風雨、大雪)が出ている場合で、お仕事もお休みされる場合、ご家庭での保育にご協力ください。

●地震の発生に際して

- 登園前、登園途中、降園途中、および帰宅後に大規模地震が発生した場合は、保護者のご判断のもと避難行動をとってください。

保育中に大きな揺れが発生したとき

- 地震の揺れが強いと感じた時、園児の安全確保を第一として避難行動とります。安全確保のために、防災頭巾をかぶり室内の安全な場所に避難し事態の収束まで待機します。
→ 保育園は、震度7程度でも園舎自体が倒壊することのない強度で建設されています。園舎によほどの損傷や危険がない場合は安全を確認しまずは室内の安全な場所へ避難します。それ以外の場合は状況に応じて音のゆりかご保育園、市立松戸高校などへ避難します。(消防署の指導による)

○休園するときの判断基準 (当日朝6時の時点)

- ・気象庁の特別警報の発令
- ・自治体警戒レベル3以上
- ・JR等交通機関の計画運休

※上記3点のいずれかを加味したうえで
保育課が判断します

○保育開始後の閉園判断基準

- ・気象庁の特別警報の発令
- ・自治体警戒レベル3以上
- ・JR等交通機関の計画運休(実施時間1時間前を目安)

※上記3点のいずれかを加味したうえで
保育課が判断し、お迎えの依頼をします

災害時のお知らせ

大規模地震警戒宣言が発令されるような震災の場合、それ以外の場合でも園の判断により以下の方法で緊急時のお知らせをします。

災害発生後、コドモン「園からのお知らせ」、Facebook、ホームページなどのネットメディアを利用して可能な範囲で状況をお知らせします。また下記の伝言ダイヤルを使用する場合があります

伝言ダイヤル171

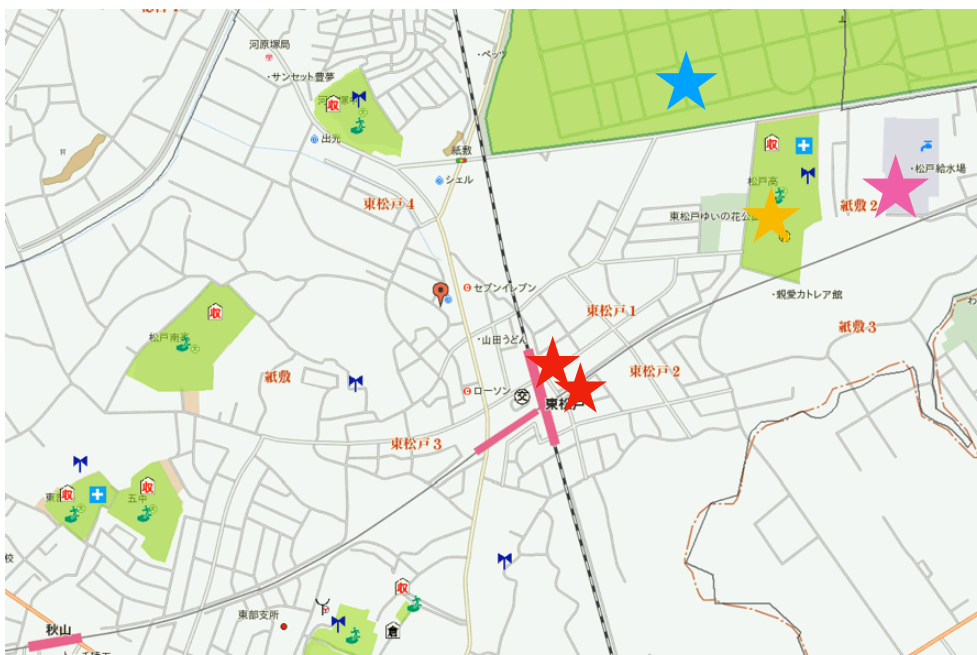
<使用方法>

- ①『171』をダイヤル → 音声ガイダンスが流れます。
- ②『2』をダイヤル → 音声ガイダンスが流れます。
- ③『(園電話番号) 0477107371』をダイヤル
→園からのメッセージをお聞きください
(保護者の方は、伝言確認のみとなります)。

伝言ダイヤルについて詳しくは以下URLにてご参照ください。

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

緊急時は、園児・園内の安全確保を最優先に行います。個別の連絡のやりとりは出来かねることをご理解ください。



(参考：大規模災害時の最寄り施設)

- ★ドルチェルーム/ 音のゆりかご保育園
- ★「避難場所」「収容避難所」・・・市立松戸高校
- ★「広域避難場所」・・・八柱霊園
- ★「応急救護所」・・・市立松戸高 (に設置予定)
- ★「飲料用水源」・・・松戸給水場 (60,000m³)
- ★「井戸 (飲用不可)」・・・ゆいの花公園

集金について

毎月の実費（絵本代・延長保育料等）のお支払いにつきましては、当園ではenpay(エンペイ)という、LINEを活用したキャッシュレス決済サービスを導入しております。そのため、保護者の皆様には、毎月のご請求に関してこちらのサービスを利用してお支払いいただきます。請求の案内が届きましたら、1週間以内に納入してください。

延長保育料

平日

☆月の累計で250円/15分で計算し合計額を請求します。下記を上限とします。

| | 標準時間認定上限 | 短時間認定上限 |
|-------|-------------|--------------|
| 1人目まで | 上限 1500円 /月 | 上限 4,500円 /月 |
| 2人目まで | 上限 2500円 /月 | 上限 7,500円 /月 |
| 3人目 | 無料 | |

* 平日（月～金）の月契約されていないご家庭で通常保育時間を超えた場合は、月の累計で250円/15分がかかります。

* 育児休業取得中の方は、9時から17時の時間帯内でご利用となりますので原則、延長保育はご利用になれません。

土曜日（月契約されているご家庭）

☆月の累計で250円/15分で掲載し合計額を請求します。下記を上限とします。

| 標準時間認定 | 短時間認定上限額 |
|--------|----------|
| 無料 | 1,000円 |

* 土曜保育のご利用は（就労）保育を必要とする場合です。共働きの場合、どちらか一方がお休みの場合ご家庭での保育となります。

* 土曜日保育は本園（音のゆりかご保育園）で共同保育を行います。

絵本代

460円/月（5,520円/年） *全園児 ※基本的に年払いでお願いいたします。

交通・アクセス

住所

〒270-2225

千葉県松戸市東松戸1-8-7 レジーナレジデンス 1F

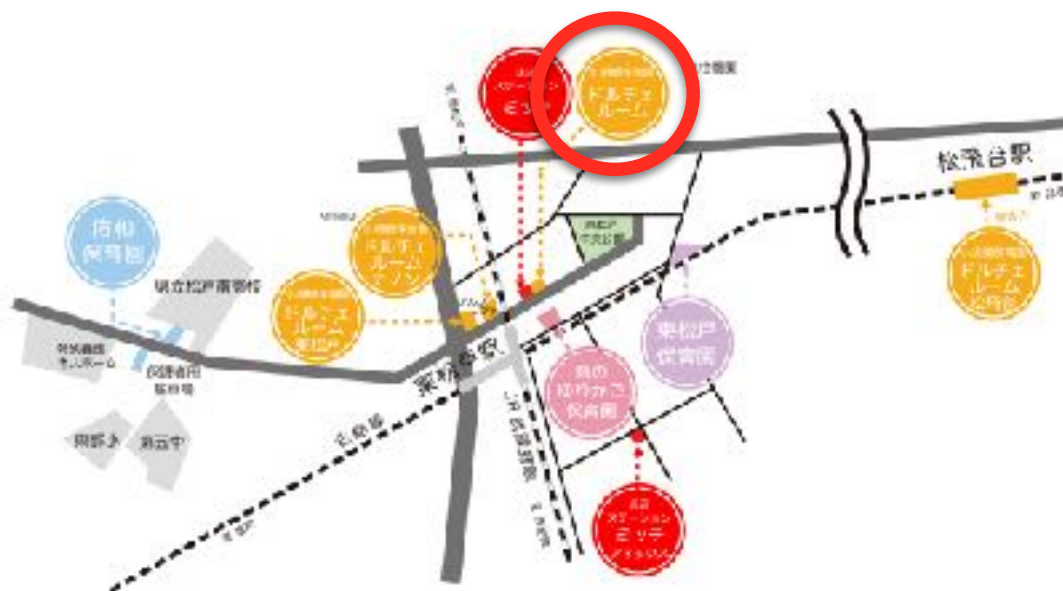
TEL： 047-710-7371

FAX： 047-710-7372

交通

JR武蔵野線・北総線

東松戸駅より徒歩3分



◎ 専用駐車場はございません。お近くのパーキングをご利用ください。

写真・ビデオについて

写真、ビデオ等の撮影について

通常の保育時間に、写真、ビデオなどの撮影をされることはご遠慮いただいております。クラス運営にご協力をお願いいたします。

園で撮影した写真・ビデオ素材は、園だより、園内掲示、WEBサイト(HP.Facebook, Youtube)等その他媒体に必要に応じて使用することがあります。ご了承ください。掲載を望まない方は予めお申し出ください。

写真の販売について

- ・保育士が保育中に撮りためた写真は、スマートフォンアプリ「コドモン」に随時アップします。ご自由にダウンロードください（無料）。
- ・むやみに、ほかのお子さんの写った写真をダウンロードしたり、ダウンロードした写真を、SNSなどにアップすることは、固く禁止します。

必ず「コドモン」にご登録ください！

- * 登園時の出欠連絡
- * 保育園での日常生活の写真
- * 緊急時の園からの一斉連絡
- * 園便りと献立の配信

などを「コドモン」で行います。



コドモン
Take the photos of your child for the parents

保護者の連絡を簡単に！
当園はコドモンを導入してます





DOLCE ROOM